

# 随意契約理由

令和6年(2024年)9月2日

契約担当課名	教育委員会事務局社会教育課
発注担当課名	教育委員会事務局社会教育課
契約名称	市指定史跡原田城跡機械警備業務委託
契約内容	市指定史跡原田城跡機械警備業務
契約締結日 及び契約期間	令和6年(2024年)9月2日 令和6年(2024年)11月1日～令和11年(2029年)10月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	東洋テック株式会社
契約金額	1,485,000円(税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>原田城跡の警備については、平成15年度に入札を行い、日本パナユーズ(株)が落札した。その後、同社の機器を使用していたが、平成29年3月21日に同社は、機械警備事業について吸収分割契約を行い、当契約の権利義務について東洋テック(株)に譲渡を行った。</p> <p>管理上の事情により、平成31年1月21日に警備機器を一式新調し、その機器を継続して使用しているが、故障等の報告はなく、次年度以降も滞りなく履行が可能と考えられる。</p> <p>上記の通り、敷地内に設置している警備機器は東洋テック(株)によって設置されたものであり、同社以外の業者では、現在のシステムによる機械警備は困難である。また、仮に入札を実施して他社が落札した場合、機器を新調するために敷地内の掘削作業が必要となるが、当施設は敷地全体が市指定史跡であるため、可能な限り史跡に損壊が生じないようにする必要がある。</p> <p>以上の理由より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。</p>